

情報教育部会規約

群馬県小学校中学校教育研究会

(名称および事務局)

第1条 本部会は、群馬県小学校中学校教育研究会情報教育部会と称する。

第2条 本会の事務局は、部会長の勤務校におく。

(目的および事業)

第3条 本部会は、群馬県小中学校の情報教育について研究を行うとともに、会員の研修活動を促進し、本県教育の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本部会は、その目的達成のため、つぎの事業を行う。

1. 情報教育に関する研究ならびに調査
2. 講習会研究会等の開催および研究の委嘱
3. 研究物、会報等の発行
4. その他、この会の目的を達成するために必要なこと。

(会員)

第5条 本部会の会員となることのできるものは、つぎのとおりである。

1. 群馬県内の小中学校
2. 会の趣旨に賛同し、理事総会によって認められたもの。

(役員)

第6条 本部に、次の役員をおく。

部会長、副会長4名、監事3名、理事各都市または都市ブロック2名(うち1名常任理事)、事務局長、書記若干名、会計若干名

第7条 本会における役員の役割は、次のとおりとする。

1. 部会長は、本部会を代表し会務を総理する。
2. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事(常任理事を含む)は、理事総会を構成し、本部会の会務について審議する。
4. 常任理事は、常任理事会を構成し、会務を遂行する。
5. 監事は、会計を監査する。
6. 事務局長は、事務局を掌理し渉外を担当する。
7. 書記は庶務を、会計は会計事務をつかさどる。

第8条 役員の選出は次のとおりとする。

1. 部会長、副部会長は、監事が、理事総会において選出する。
2. 理事(常任理事を含む)は、各都市または都市ブロックごとに推薦する。
3. 専門部長は、常任理事の中から会長が委嘱する。

4. 事務局長、書記、会計は会長が委嘱する。

第9条 役員の任期は1年とする。ただし再選をさまたげない。

(顧問・参与)

第10条 本部会に顧問、参与をおくことができる。顧問、参与は、理事総会の承認を得て会長が委嘱する。

(会議)

第11条 本部会の会議は、役員会、常任理事会、理事総会とする。

(総会)

第12条 理事会は年1回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。ただし、常任理事会をもって、これをかえることができる。

第13条 理事総会は、予算、決算、その他重要事項を審議決定する。

(常任理事会)

第14条 常任理事会は、部会長が招集する。

(専門部)

第15条 本部会は、必要に応じて専門部をおくことができる。

(会計)

第16条 本部会の経費は、群馬県小学校中学校教育研究会から配分される会費、および補助金をもってこれにあてる。

第17条 本部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

附 則

1. 本部会の規約は総会の決議によって変更することができる。
2. 会務遂行上必要な細則は、理事会において定める。
3. この規約は、昭和49年4月1日から施行する。
4. この規約は、昭和55年5月30日から施行する。
5. この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 記

- 1 本部会は、昭和49年4月1日、視聴覚教育部会、放送教育部会、教育機器部会が統合して発足した。
- 2 本部会は、平成12年4月1日、視聴覚教育部会の名称変更により発足した。